会津自然の家フィールドアスレチック修繕業務契約書(案)

福島県(以下「甲」という。)と、

(以下「乙」という。)は、次

のとおり契約を締結する。

- 1 件 名 会津自然の家フィールドアスレチック修繕業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約金額 金

円(うち取引に係る消費税額

円)

4 契約保証金

(履行期限)

第1条 乙は、令和7年3月28日までに業務を完了するものとする。

(契約保証金)

第2条 契約金額の100分の5とする。ただし、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(期限延長の申し出)

- 第3条 乙は、天災地変その他やむをえない事由により、期限内に業務を完了することができないときは、甲に対しその事由を詳記した文書を提出して期限延長の願い出をすることができる。この場合、甲はその申し出を相当と認めたときは、これを承認するものとする。
- 2 前項の申し出は、期間内にしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、 第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(検査)

- 第5条 乙は、業務が完了したときは遅滞なく甲に対して完了報告書を提出し、検査を受けるものとする。
- 2 甲は、乙から第1項の届出があった日から10日以内に検査を完了するものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格なり補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行 うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 4 検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

(契約金額の支払)

第6条 契約金額は検査の完了後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払 うものとする。 (損害の負担)

第7条 業務の完了前に生じた、き損その他の損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意または重大な過失による場合、又は天災地変その他避けることのできない非常 災害による場合は、この限りではない。

(遅延利息)

第8条 乙は、期間内に業務を完了しないときは、遅延日数に応じ契約代金の額に 年2.5%の割合で計算した額を遅延利息として納付するものとする。

(計画)

第9条 乙は、契約締結後すみやかに、業務工程表を甲に提出するものとする。

(談合による損害賠償)

- 第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公平な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。
 - (1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙に違反行為があったとして、公正取引委員会が独占禁止法第62条第1項に 規定する課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96 条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。 なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合におい て、甲は、その超過分に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込 みがないと認められるとき。
 - (2) 乙が、この契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - (3) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる とき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると 認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アから才までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が 乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 甲は、前項に定めるものの他、この契約を履行しない事由が生じたときは、乙に対して30日前までに書面で通知をしたうえでこの契約を解除することができる。
- 3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除 することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は 契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により 甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。 ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、 この限りでない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年10月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県 福島県教育委員会教育長 大沼 博文

 \angle